

保護者様

幕張インターナショナルスクール

## 新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が定められました。新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」に療養の経過を記入し、学校へ提出をお願いします。なお、登校後も10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、マスクの着用を推奨いたします。

## &lt;新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準&gt;

「発症日（発症した日または無症状の場合は検査をした日）を「0日」とし、翌日から数え5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とする。」

保護者が記入

幕張インターナショナルスクール 校長 宛

## 新型コロナウイルス感染症における療養報告書

クラス: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染症の陽性判明をうけ療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準1～3を全て満たす状態に回復したことを報告します。

よって、\_\_\_\_月\_\_\_\_日より登校します。

記

チェック	出席停止期間の基準	
1	発症日（発症した日または無症状の場合は検査をした日）を「0日」とし、翌日から数え5日を経過している。⇒ 発症日を記入してください。 発症日____月____日（0日）	
2	症状が軽快した後、1日（24時間）経過している。 軽快とは、解熱剤を使用せず熱が下がっている、呼吸器症状が改善している等	
3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名\_\_\_\_\_